

## 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について

### 1. 背景

現行制度では、扶養義務者間（親子間等）で必要の都度支払われる教育資金は贈与税非課税である。しかし、教育については将来にわたり多額の資金が必要であり、「一括贈与」のニーズも高い。

高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することにより、子供の教育資金の早期確保を進め、多様で層の厚い人材育成に資するとともに、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済活性化に寄与することを期待するものである。

### 2. 制度の概要

- ・ 祖父母（贈与者）は、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円（※）までを非課税とする。  
※学校等以外の者に支払われるものについては500万円を限度とする。
- ・ 受贈者：子・孫（0～30歳、所得要件：前年の合計所得金額1,000万円以下）
- ・ 贈与者が死亡した場合、その死亡の日における管理残額を相続財産に加算する（注1）。
- ・ 教育資金の使途（注2）は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。なお、領収書等の提出手続について一部簡素化（少額支払明細書による提出（平成28年1月1日以降）、電磁的記録による提出（平成29年6月1日以降））。
- ・ 孫等が30歳に達するなど一定の事由に該当した日（注3）に口座等は終了し、その終了時の残高に対して贈与税を課税。※在学中の場合、最高40歳まで利用可能。
- ・ 平成25年4月1日から令和5年3月31日までの措置。

（注1）受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除く。

なお、平成31年3月31日以前に拠出されたもの、及び平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に拠出されたもののうち、贈与者からその死亡前3年以内に取得したものではないものに対応する額については、管理残額には含まれず、相続税の課税対象とはならない。

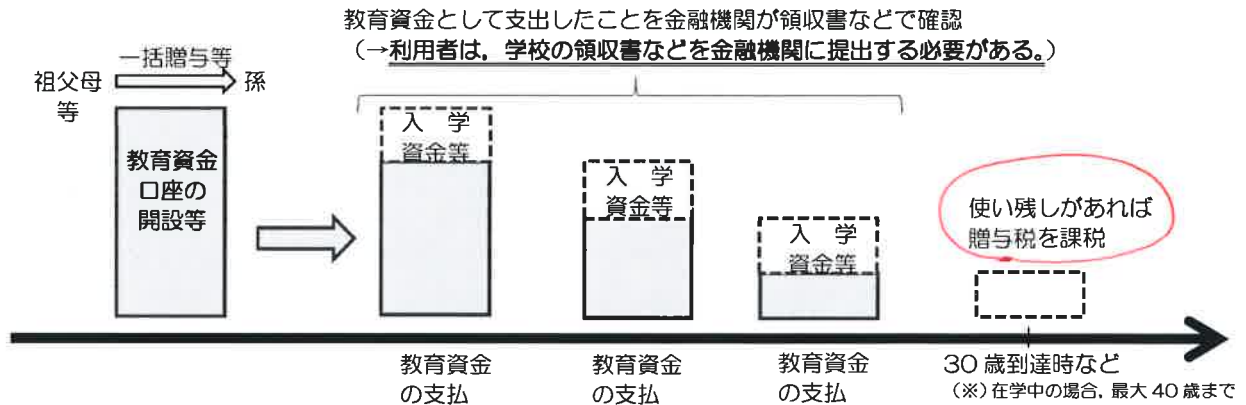
（注2）23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限定。

（注3）次のうちいずれか早い日をいう。

- （1）30歳に達した日（上記（注1）②③に該当する場合を除く。）
- （2）30歳に達した日後、上記（注1）②③に該当する日がなくなった年の年末
- （3）40歳に達した日
- （4）信託財産の価額が零になった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日

※ 受贈者が死亡した場合は、契約は終了するが贈与税の課税対象とはならない。

※令和元年度及び令和3年度において当制度の見直しが行われました。詳細は「5. 令和元年度からの改正事項」、「6. 令和3年度からの改正事項」を御覧ください。



### 3. 教育資金とは

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学(園)試験の検定料など
- ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

<「学校等」とは>

- ・学校教育法上の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校、各種学校
- ・外国の教育施設  
 【外国にあるもの】その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設  
 【国内にあるもの】インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの)、外国人学校(文部科学大臣が高校相当として指定したもの)、外国大学の日本校、国際連合大学
- ・認定こども園又は保育所 など

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

<イ 役務提供又は指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの>

- ③ 教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
- ④ スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
- ⑤ ③の役務提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭

<ロ イ以外(物品の販売店など)に支払われるもの>

- ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの
- ⑦ 通学定期券代
- ⑧ 留学渡航費、学校等に入学・転入学・編入学するために必要となった転居の際の交通費

※令和元年度より23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限定されました。詳しくはQ3-2を御覧ください。

### 4. 申込に当たっての注意事項

令和元年度より教育資金非課税申告書とともに、所得要件を確認するための書類の提出が必要となりました。②、③について詳しくはQ1-8及びQ1-9を御覧ください。

5. 令和元年度からの改正事項

(1) 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととする。

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

(2) 教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外する。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しない。

(注) 上記の改正は、令和元年7月1日以後に支払われる教育資金について適用する。

(3) 信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除く。）において、受贈者が当該贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等について本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。

① 当該受贈者が23歳未満である場合

② 当該受贈者が学校等に在学している場合

③ 当該受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

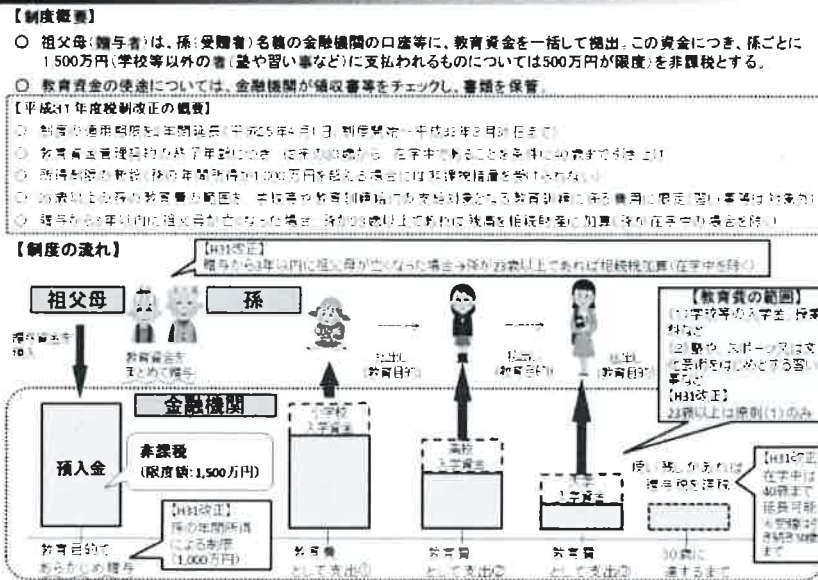
(注1) 上記の「管理残額」とは、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等の価額に対応する金額をいう。

(注2) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合について適用する。ただし、同日前に信託等により取得した信託受益権等の価額は、上記(注1)の信託受益権等の価額に含まれないものとする。

(4) 教育資金管理契約の終了事由について、受贈者が30歳に達した場合においても、その達した日において上記(3)②又は③のいずれかに該当するときは教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以後については、その年において上記(3)②若しくは③のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年12月31日又は当該受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとする。

(注) 上記の改正は、令和元年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について適用する。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置



6. 令和3年度からの改正事項

(1) 信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合(その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除く。)には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者がその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注1) 上記の「管理残額」とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、一定の期間内に拠出した分に対応する額をいう。

(注2) 上記の改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用する。

(2) 相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額のうち一定の期間内に拠出した分に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。

(注) 上記の改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用する。

(3) 本措置の対象となる教育資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等を加える。

(注) 上記の改正は、令和3年4月1日以後に支払われる教育資金について適用する。

(4) 次に掲げる申告書等の書面による提出に代えて、取扱金融機関の営業所等に対して、当該申告書等に記載すべき事項等を電磁的方法により提供することができることとする。

- ① 教育資金非課税申告書
- ② 追加教育資金非課税申告書
- ③ 教育資金非課税取消申告書
- ④ 教育資金非課税廃止申告書
- ⑤ 教育資金管理契約に関する異動申告書

**【令和3年度税制改正の概要】**

- 制度の適用期限を2年間延長(平成25年4月1日:制度開始~令和5年3月31日まで)
- 祖父母が亡くなった場合、孫が23歳以上であれば一定の残高を相続財産に加算(孫が在学中の場合を除く)
- 受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の一定の残高に係る相続税額に2割加算を適用する。
- 認可外保育施設について、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する施設を加える。(都道府県知事等から証明書の交付を受けているものに限る。)
- 教育資金非課税申告書等について、書面による提出に代えて、記載事項の電磁的方法による提供を可能とする。